

令和3年4月21日

電動車のさらなる普及に向けた環境整備の推進について

川崎市長 福田 紀彦

九都県市域内で保有されている自動車の総数は現在約 1,500 万台で、我が国の自動車保有台数（約 7,800 万台）の約 20%を占めるが、このうち CO₂ を走行時に一切排出しない電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）の合計台数は約 3 万 3 千台であり、総台数の 1%にも満たない状況にある。

これら電動車の普及が進まない要因の一つとして、ガソリンスタンドと比較して、充電スタンドや水素ステーションの設置箇所数が不足していること、充電スタンド設置箇所等に係る情報を運転者へ的確に伝える仕組みがなく、充電時に様々な民間事業者が提供する情報を閲覧・精査しなければならないこと、及び水素ステーションの営業日数・時間が短く、また、運転者が自ら水素を充填する「セルフ充填」も原則として有人運転下でのみ認められていることなど、電動車の利用に関するインフラ環境が十分でないことが挙げられる。

電動車のさらなる普及に向けた取組は、脱炭素社会の実現や災害時のレジリエンス強化に向けた広域的な共通課題であること、また、首都圏では自動車が多く保有され、域内でのヒト・モノの往来が活発なことから、都市間の連携により取り組むことで大きな成果を得ることができ、ひいては我が国全体での電動車のさらなる普及に繋がることなどから、下記について、九都県市共同による研究を提案する。

【検討課題】

電動車のさらなる普及に向けた環境整備の検討について

1 電動車等の普及に関する現状

- 日本全国の CO2 排出量部門別構成比に占める運輸部門の割合は産業部門に次いで 2 番目に多く、排出量削減に向けて、自動車の電動車化を進める必要がある。

◇ 電動車（電気自動車・燃料電池自動車）の台数

- ・ 運輸・民生部門における CO2 排出量の効果的な削減に向けては、走行時に CO2 を一切排出しない電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）の普及を促進する必要がある。
 - ・ 我が国の自動車保有台数（二輪車を除く）約 7,800 万台のうち、EV・FCV の合計台数は約 14 万台で、総台数の 1% に満たない。
- ※九都県市：約 1,500 万台のうち約 3 万 3 千台

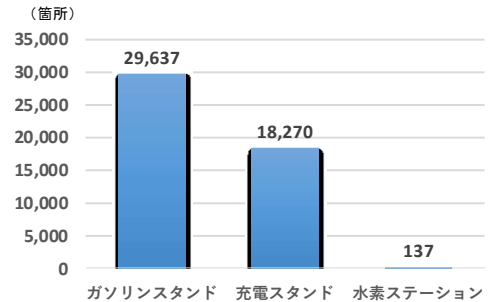
車種	全国		九都県市	
	台数	構成比	台数	構成比
ハイブリッド車	9,190,211	11.8%	1,983,189	13.1%
プラグインハイブリッド車	136,361	0.2%	32,380	0.2%
電気自動車	138,397	0.2%	31,496	0.2%
燃料電池自動車	3,759	0.0%	1,692	0.0%
CNG車等	7,956	0.0%	3,661	0.0%
その他(ガソリン車等)	68,696,189	87.9%	13,057,180	86.4%
合計	78,172,873	100.0%	15,109,598	100.0%

※電気自動車・燃料電池自動車を除く軽自動車については、「その他（ガソリン車等）」に含む。
出典：（一財）自動車検査登録情報協会HP
軽自動車検査協会HP
（いずれも令和2年3月末現在）

- 電動車の普及が進まない要因としては、ガソリンスタンドと比較して、充電スタンド・水素ステーションの設置箇所数が少ないなど、インフラ環境が十分でないことが挙げられる。

◇ 電動車に係るインフラの整備状況

- ・ 日本全国では、ガソリンスタンドは約 3 万箇所に設置されているが、充電スタンドは約 1 万 8 千箇所、水素ステーションは約 140 箇所にとどまる。
- ・ 特に水素ステーションは営業日数・時間が短く設定される場合が多く、その利便性に課題がある。



出典：資源エネルギー庁・（一社）次世代自動車振興センターHP（令和2年3月末現在、ただし水素ステーションは令和2年12月現在）

【電動車のインフラ環境に関する課題について】

◇ 充電スタンド設置箇所に係る情報提供の仕組み

- ・ 現在のところ、充電スタンドのすべてを網羅する情報提供の仕組みがなく、設置箇所や運営情報を確認するためには、国内の民間事業者による Web サイト（主に CHAdeMO 協議会、GOGOEV、日本充電サービス、EVsmart の 4 者）の公表情報などを参考とする必要がある。

◇ 水素のセルフ充填及び水素ステーションの無人運転（運営）化

- ・ 「セルフ水素スタンドガイドライン」に従い、ドライバー自らが水素充填を行う「セルフ充填」は、現在原則として有人運転（運営）下でのみ可能とされている。国の規制改革実施計画に「水素ステーションの遠隔監視による無人運転」が掲げられており、現在実証試験の段階にあるが、水素ステーションの利便性向上に向けて、その本格運用化を図る必要がある。

◇ 電動車の導入や水素ステーションの新たな設置に向けた支援

- ・ 電動車の購入や水素ステーションの設置に対して、国による補助がなされているが、電動車の普及やインフラ整備がまだ十分な状況ではなく、さらなる支援が行われる必要がある。

2 電動車のさらなる普及に向けた環境整備の取組

電動車のさらなる普及に向けた環境整備の取組は、

- 脱炭素社会の実現や災害時のレジリエンス強化に向けた、広域的な共通課題であること
- 首都圏では自動車が多く保有され、域内でのヒト・モノの往来が活発なことから、都市間の連携により取り組むことで大きな成果を得ることができ、ひいては我が国全体での電動車のさらなる普及に繋がること

などの理由から、九都県市共同による研究を提案する。

3 九都県市共同研究

- (1) 充電スタンドの設置箇所・稼働状況を迅速・的確に把握・伝達する仕組みづくりの検討（地図製作・カーナビ製造業者や検索サイト運営者との連携など）
- (2) 水素ステーション無人運転に係る実証試験の結果を踏まえた、水素ステーションのさらなる利便性向上に向けた国への働きかけ
- (3) その他、電動車の充電・充填インフラ等環境整備の促進に向けた方策を検討

● 川崎市における取組（参考）

公用車への率先導入及びイベント等での展示による普及啓発

- ◆ 令和2年度末時点で、EV10台（ごみ収集車1台を含む）、FCV3台を公用車へ率先導入。FCVは主に環境関連のイベントで展示・体験乗車を実施

日本初のEVごみ収集車



カーシェアリングを活用したEVの普及方策検討

- ◆ 「新しい生活様式」への転換に向けて、初期投資が抑えられ、経済性にメリットがあり、自動車の利用が必要最小限となるカーシェアリングを活用したEVの自律的な普及方策を検討

EVカーシェア体感キャンペーン



水素ステーションの無人運転に係る実証試験

- ◆ 川崎市内に所在する水素ステーション（日本エア・リキード社運営）において、令和2年10月から遠隔監視による無人運転の実証試験を実施
※ 無人運転の下で、ドライバーが水素のセルフ充填を実施

令和3年4月21日

オフィスなどの相互利用について

東京都知事 小池 百合子

今般、デジタルテクノロジーによる最先端技術の社会実装が世界で進み、激化する都市間競争を勝ち抜くためには、デジタルの力を最大限活用することが不可欠である。

今後、自治体には、都市全体をスマート化するとともに、デジタルガバメントとなっていくことが求められる。また、近年のデジタル化の推進、新型コロナウイルス感染症を契機として、社会経済活動が大きく変貌しており、働き方改革も求められている。

こうした中、東京都と埼玉県においては、「東京・埼玉連携会議」を通じて、行政のスマート化の視点から、それぞれのテレワーク環境を活かし、都県職員がオフィスなどを相互利用する取組について検討を進めるとともに、モデル事業を実施した。

この取組は、ライフ・ワーク・バランスの充実や生産性の向上に繋がるだけでなく、広域災害の発生時における活用なども期待できるため、東京・埼玉間に留まらず、九都県市首脳会議で取り上げ、首都圏全体に広げることで、より高い事業効果が見込まれると考える。

そこで、九都県市が連携して、オフィスなどの効果的な相互利用に向けて取り組むことを提案する。

(取組例)

- オフィスなどの相互利用に向けた現状及び課題の共有
- 具体的な利用スキームの検討及び横展開に向けた研究

オフィスなどの相互利用について

1 課題と現状

- 激化する都市間競争を勝ち抜くためには、デジタルの力を最大限活用することが不可欠
- 自治体には、都市全体のスマート化やデジタルガバメントの実現が求められるとともに、コロナを契機とした働き方改革の推進も必要
- 東京都と埼玉県においては「連携会議」を通じて、行政のスマート化の視点から、それぞれのテレワーク環境を活かし、サテライトオフィスを相互利用する取組の検討を進めるとともに、モデル事業を実施

2020年10月28日（水）

会場：埼玉県サテライトオフィス（浦和美園）



2020年11月24日（火）

会場：東京都庁第一本庁舎



モデル事業から得られた成果

それぞれの施設でリモートワークを実践する中で、

- ① 働き方改革やペーパーレス化に向けた取組やノウハウを共有
- ② 日頃の業務において、気軽に相談し合える「顔の見える関係」が醸成

令和3年5月より利用開始

2 取組の提案

- 東京・埼玉間に留まらず、九都県市が連携して、首都圏全体でオフィスなどの効果的な相互利用に向けて取り組むこと
 - （例）・オフィスなどの相互利用に向けた現状及び課題の共有
 - ・具体的な利用スキームの検討及び横展開に向けた研究

風害対策及び大規模停電対策の充実強化について（案）

令和元年房総半島台風では、これまでにない暴風により、広範囲で長期にわたる停電や断水など甚大な被害が発生した。

国においては、防災基本計画の見直しを行ったほか、国土強靱化基本計画においても、年次計画2020に長期停電等課題への対応を盛り込むとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が新たに定められるなど災害対策の強化が図られたところではあるが、災害の中でも特に風害への備えは未だ十分ではなく、今後、増加が懸念される猛烈な台風等による風害に対して、国が主導的に更なる災害対策の充実強化を図ることは喫緊の課題である。

については、このような状況を踏まえ、都県・市町村の取組が着実に進捗するよう、下記の事項について要望する。

記

- 1 電力供給網の予防保全を図るため、危険木の事前伐採を迅速に進められるよう、国において自治体や電力事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援を行うこと。
- 2 防災・減災の観点から各都県市で策定している計画に基づき、無電柱化を一層進めるための必要な予算を確保するとともに、コスト縮減等に資する技術開発を促進すること。
- 3 停電による影響が大きいライフライン関係施設や病院・診療所、社会福祉施設、避難所等における非常用自家発電設備の整備等の停電対策を進めるため、補助制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。
- 4 猛烈な台風等による風害等の被害が甚大化する中、風害対策に必要な科学的知見に基づいた被害想定を行うため、調査研究の充実・強化を図ること。

令和3年 月 日

内閣総理大臣	菅 義偉 様
内閣府防災担当大臣	小此木 八郎 様
経済産業大臣	梶山 弘志 様
国土交通大臣	赤羽 一嘉 様
厚生労働大臣	田村 憲久 様
文部科学大臣	萩生田 光一 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林 文子
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

動物の不適正な多頭飼育の対策の推進について（案）

動物の不適正な多頭飼育は、不衛生な飼育環境により、動物のいのちが脅かされるだけでなく、飼い主の健康状態の悪化や、悪臭や騒音などによる周辺的生活環境への影響があることから、大きな社会問題となっている。

このような多頭飼育問題を解決するためには、さまざまな問題を抱えている多頭飼育者のケースごとに、関係する機関が連携して、避妊去勢手術の実施を含めた適正飼養を指導、助言し、飼い主だけでは解決が困難な場合は、自治体による動物の保護を行うことにより、適正飼養が可能な範囲に動物の数を抑制することが重要である。

一方で、自治体が動物を保護する場合、飼い主に動物の所有権を放棄させることが必須条件となるが、環境省が実施したアンケートによると、約8割の自治体が、動物の保護が進まない理由として、飼い主が動物の所有権を手放さないことを挙げている。

こうしたことから、不適正な多頭飼育が放置され、事態が悪化することを避けるためには、飼い主に同意を得ることなく、自治体が緊急的に一時保護することも必要である。

しかしながら、現在の動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）では、適正に飼養管理していない飼い主に対して、周辺的生活環境が損なわれている場合や動物が虐待を受けるおそれがある場合に、事態を改善させるための勧告・命令・立入検査や罰則の規定はあるものの、自治体が動物を緊急的に一時保護できる規定はない。

については、動物愛護管理法の趣旨に則り、動物のいのちを守り、周辺的生活環境の悪化を防ぐため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

不適正な多頭飼育により、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態や周辺的生活環境が損なわれている事態が生じているなど、自治体が必要と認めた場合には、動物を緊急的に一時保護できるよう、早急に飼い主の所有権に係る課題について考え方を整理した上で、必要な法整備を行うこと。

令和3年 月 日

環境大臣 小泉 進次郎 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
東京都知事	小池百合子
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林 文子
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

動物の不適正な多頭飼育の対策の推進について

1. 提案の背景

不適正な多頭飼育による3つの問題

- ①動物の状態の悪化(虐待・ネグレクト、疾病、栄養不良など)
- ②飼い主の生活状況の悪化(不健康、生活困窮、孤立など)
- ③周辺的生活環境の悪化(悪臭、騒音、害虫発生など)

飼い主の経済的困窮や精神的な問題など様々な要因が複雑に絡んでいる。



写真出典:環境省
平成23年3月発行
「もっと飼いたい?」

飼い主だけでは解決が困難

自治体の介入が必要

2. 国及び本県の取組

【国の取組】

令和元年6月:動物愛護管理法改正

⇒都道府県による不適正な飼育に係る指導等の拡充

令和3年3月:「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」の作成

【本県の取組】

令和元年10月:10頭以上の犬や猫の飼い主に対し

多頭飼養届出制度開始

※悪臭や騒音等による周辺的生活環境が損なわれる事態を未然に防止することが目的

令和3年4月～

飼い主



良

不適正な多頭飼育の劣悪度

悪

多頭飼育
崩壊の発生



② 飼い犬や飼い猫に対する
避妊去勢手術の支援

随時、所有権放棄
の指導を実施

本 県



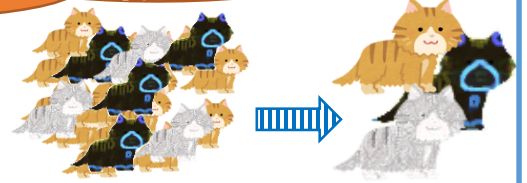
① 市町村等と連携した
見守り体制の強化

③ 犬や猫の**收容場所の確保、
避妊去勢手術の実施、譲渡**

⇒ こうした取組を進め、**不適正な多頭飼育の対策を拡充**

3. 課題

飼育状況を根本的に改善するためには
不適正な多頭飼育状態の解消



すなわち 個体数減少のための措置が**必須**

個体数を減らすための
措置の一つに、

「**飼い主の
所有権放棄**」
があるが...

(参考)環境省が令和元年度に実施した自治体アンケート結果(抜粋)

解決を困難にしている要因・課題等	回答割合
飼い主が生活に困窮しており、引取りや不妊去勢の手数料を支払えない	85.6%
飼い主が動物の所有権を手放さない	82.4%
多頭飼育に関する情報が入ってこない	75.2%



事態が悪化するおそれがある場合は、飼い主の同意を得ることなく
動物のいのちを守り、周辺的生活環境の悪化を防ぐため、
緊急的に一時保護する必要がある。

しかし

現行の動物愛護管理法には「緊急的な一時保護」の規定がなく、自治体が適切な対応を取ることが困難

4. 提案内容

動物愛護管理法の趣旨に則り、動物のいのちを守り、
周辺的生活環境の悪化を防ぐため、
不適正な多頭飼育により、動物が衰弱する等の虐待を受ける
おそれがある事態や、周辺的生活環境が損なわれている
事態が生じているなど、自治体が必要と認めた場合には、
動物を緊急的に一時保護できるよう、早急に飼い主の所有
権に係る課題について考え方を整理した上で、必要な法整
備を行うこと。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等への 居住費及び食費の負担軽減について（案）

介護保険制度における施設入所・居住系サービスを利用するにあたっては、当該利用者は介護給付により1～3割の負担となる利用料の外、各事業所・施設が個別に定める居住費、食費等を負担することとなるが、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）への入所や短期入所サービス（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用する場合には、低所得者等の利用が困難にならないよう、居住費及び食費について、所得等に応じた負担軽減制度が設けられている。

一方、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（以下、グループホーム等）については、介護保険施設等と同様に居住費、食費等の負担が発生するものの、負担軽減制度の対象とされていない。

近年増加を続けている認知症高齢者及び部分的に自立した生活を営む能力を有した要介護高齢者等が施設入所・居住系サービスを利用するにあたっては、住み慣れた地域の中で能力に応じて自立した生活を続けることを可能とするグループホーム等の利用を望まれるケースが多いものの、低所得者等にとっては費用負担面においてハードルが高いことから、負担軽減制度が利用可能な介護保険施設への入所を選択せざるを得ない場合もある。

については、各利用者が金銭的理由によりグループホーム等の利用を断念することなく、それぞれの実態に即した介護サービスの選択を可能とするよう、次の事項を要望する。

- 1 グループホーム等に係る居住費及び食費について、介護保険施設等と同様に、所得等に応じた負担軽減制度を創設すること。
- 2 制度の創設を行うに当たり、国において必要な財政措置を行うこと。

令和3年 月 日

厚生労働大臣 田村憲久様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

横浜市長

川崎市長

さいたま市長

相模原市長

神谷俊一

大野元裕

熊谷俊人

小池百合子

黒岩祐治

林文子

福田紀彦

清水勇人

本村賢太郎

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等への 居住費及び食費の負担軽減について

1. 提案の背景

○介護保険制度における施設入所・居住系サービスについて、利用者は利用料（介護給付により、利用者は1～3割負担）のほかに、事業所等が個別に定める居住費、食費等を負担

・介護保険施設、短期入所サービス
→低所得の方等のための負担軽減制度を適用可能

・グループホーム等
→負担軽減制度対象外のため、各事業所が個別に設定した金額を負担

●介護保険施設等の負担軽減制度
(利用者の負担限度額設定)

利用者負担段階	居住費			食費
	ユニット型個室	従来型個室	多床室	
第1段階	820円	490円	0円	300円
第2段階	820円	490円	370円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	370円	650円

※利用者負担段階は、所得等に応じて適用

●具体例

認知症高齢者、身体機能は概ね問題なし（要介護3）
年金収入 78万円/年

特別養護老人ホーム（介護保険施設）

※常時介護を必要とする要介護高齢者等が入所する施設

月額（例）	
利用料	23,790円
居住費	24,600円
食費	11,700円
合計	60,090円

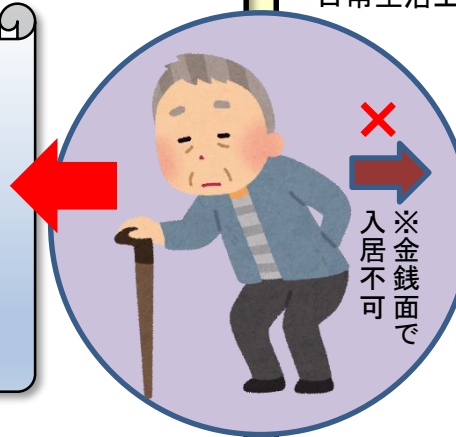
※低所得者負担軽減制度を利用

グループホーム

※認知症高齢者が少人数で共同で生活し、日常生活上の世話や機能訓練を行う施設

月額（例）	
利用料	24,690円
居住費	54,000円
食材料費	47,820円
合計	126,510円

※居住費・食材料費は事業所で設定



※金銭面で
入居不可

金銭面を理由にグループホーム等への入居ができず、住み慣れた地域の中で能力に応じて自立した生活を続ける機会を喪失

2. 国への要望内容

- 1 グループホーム等に係る居住費及び食費について、介護保険施設等と同様に、所得等に応じた負担軽減制度を創設すること。
- 2 制度の創設を行うに当たり、国において必要な財政措置を行うこと。

文化芸術の持続可能性を高める支援について(案)

文化芸術は、明日を生きる活力の源であり、心豊かな生活を支える精神的な基盤である。また、都市の持続的な経済発展や創造性を育む原動力となり、震災や風水害等の大規模災害時には、苦境にあえぐ人々の心を励まし支える極めて重要な役割も担ってきた。

全世界で猛威を振るう今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、幅広い文化芸術活動の停止又は縮小を余儀なくし、格式ある伝統芸能から音楽、演劇、美術まで多岐にわたる文化芸術分野を経済的な苦境に陥らせ、関係者の財政基盤に大きな打撃を与え続けている。

国は、文化芸術に対し令和2年度補正予算全体で約1,000億円の支援策を講じており、文化資源や人材が集中・集積する九都県市においても、国の地方創生臨時交付金の活用等により各自治体独自に施策を展開しているが、文化芸術活動を途切れさせないためには、引き続きの財政支援が求められる。

国民の精神的な基盤となる文化芸術活動の継続・発展は、文化・経済の好循環を生み出し、社会的危機からの力強い回復に大きく寄与する。そのため、今回のようなコロナ禍だけでなく、大規模災害等の緊急事態の発生時においても、文化芸術の灯を決して絶やさないう、財源確保に向けた持続可能な仕組みづくりが不可欠である。

我が国の令和3年度の文化芸術予算額は約1,075億円、国家予算に占める割合が0.1%程度と、先進諸外国と比べると極めて低い水準であり、また民間企業からの支援も十分でない。我が国が目指す「文化芸術立国」の実現に向けて、あらゆる人々が様々な場で文化芸術の優れた果実を享受できるよう、国と地方が一体となって文化芸術振興を一層、推進していかなければならない。

そこで、文化芸術の持続可能性を高めるため、以下のとおり提言する。

- 1 地方自治体が行うコロナ禍における文化芸術施策に対し、財政支援を継続すること。
- 2 大規模災害等緊急時においても文化芸術を守り活動を継続させるための基金を国において設置し、迅速な支援を可能とする制度を創設すること。
- 3 国と地方が一体となって文化芸術を振興するため、国の文化予算を一層、拡充すること。

令和3年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一 様
内閣府特命担当大臣 坂本 哲志 様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長	神谷俊一
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
横浜市長	林文子
川崎市長	福田紀彦
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

文化芸術の持続可能性を高める支援について

危機にある文化芸術

ライブエンタテインメント市場
2020年の損失額

約 4,989億円

※文化芸術推進フォーラム資料(2021年3月18日)

文化芸術関係者の収入が
大幅に減少
(2020年3月～8月の6か月)

文化芸術の収入が
ほぼゼロ

40%

50%以下に減

37%

77%

※文化庁アンケート調査(2020年12月25日) 回答者17,196件

コロナ禍でこそ必要な文化芸術の力

心の豊かさ

明日を生きる活力の源であり、苦境にあえぐ人々の心を励まし支える重要な役割

文化
芸術

都市の創造性

都市の創造性を育み、社会的・経済的危機からの力強い回復に大きく寄与

令和2年度横浜市の文化芸術分野のコロナ対策

○文化活動継続のための状況に応じた途切れない支援【予算額:4.55億円】

◆令和2年4～5月の緊急事態宣言発令時

- ・活動再開に向けた準備や作品の制作等の活動支援(上限30万円) ⇨ 交付実績826件
- ・市内施設を活用した映像配信の支援(1事業につき上限70万円) ⇨ 交付実績209件

◆活動再開期

- ・集客を伴う公演・展示の感染症対策や会場費への助成(上限50万円)
⇨ 交付実績240件

○最新技術による臨場感あふれる映像コンテンツ公開【予算額:0.9億円】

(横浜WEBステージ)

- ・活動の機会を失った音楽やダンスのトップアーティストによる公演を、バーチャル・リアリティやドローンなど最新技術を使って収録し配信
⇨ 約270万回再生(令和3年2月まで)

○文化芸術関係者向け特別相談窓口の設置【予算額:0.1億円】

- ・税理士等の専門資格者等によるオンライン相談窓口を設置し、活動継続を支援
⇨ 相談実績127件(令和3年3月末)

コロナ禍における 各国の文化芸術支援

イギリス

2020年3月、アーツカウンシル・イングランドが、1億6,000万ポンド(約215億円)の緊急支援を発表。

アメリカ

2020年3月、米国芸術基金(NEA)が、非営利の芸術団体向けに7,500万ドル(約80億円)の支援を発表。通常期は事業費補助だが、コロナ禍のため運営費補助も可能とした。

各国の文化支出の比較 (2019年度)

国名	文化支出 (億円)	国家予算に占める文化支出 の比率(%)
フランス	4,394	0.92
韓国	3,015	1.14
イギリス	2,522	0.22
ドイツ	2,267	0.52
アメリカ	1,806	0.04
日本	1,167	0.12

※文化庁:諸外国における文化政策等の比較調査研究事業報告書(2020年3月)

課 題

- コロナ禍において、文化芸術活動を途切れさせないため、迅速で、きめ細かい支援が必要
- 大規模災害等の緊急事態が起こった際にも、文化芸術の灯を決して絶やさないため、財源確保を含めた持続可能な仕組みづくりが不可欠
- 我が国の文化芸術予算は先進諸外国と比べて極めて低い水準であり民間企業からの支援も不十分

国への提言

- 1 地方自治体が行うコロナ禍における文化芸術施策に対し、財政支援を継続すること。
- 2 大規模災害等緊急時においても文化芸術を守り活動を継続させるための基金を国において設置し、迅速な支援を可能とする制度を創設すること。
- 3 国と地方が一体となって文化芸術を振興するため、国の文化予算を一層、拡充すること。

児童相談所等の更なる体制強化について（案）

児童虐待については、令和元年度の相談対応件数が、児童相談所及び市区町村において、ともに過去最多を更新するなど増加の一途を辿っている。虐待による死亡事例は年間50件を超えるなど、痛ましい事件も後を絶たない状況であり、ますます深刻な状況となっている。

このような中、国はこれまでに「児童相談所強化プラン」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等において、児童福祉司の配置標準の見直しや、他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司スーパーバイザーの配置など、児童相談所の体制強化策を推進してきた。

また、児童や家庭の生活に身近な場所で必要な支援を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」については、令和4年度までに全市区町村に設置することを目標としている。

加えて、児童虐待を行った保護者に対して、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるといった新たな支援も児童虐待の防止等に関する法律に規定されたところである。

児童相談所を設置している地方自治体や市区町村においては、こうした体制強化策に応じて、人員の確保や育成等に取り組み、あらゆる児童相談に対して懸命に対応してきた。しかしながら、虐待相談対応件数の多い都市部においては、現行の配置標準のままでは、国の示す業務量を実現することができず、担当職員への指導・教育も十分に実施することが困難であるなどの課題があり、更なる見直しが不可欠である。

については、児童相談所等の更なる体制強化について、次のとおり要望する。

- 1 児童福祉司スーパーバイザーについて、児童・保護者への指導を行う児童福祉司とは別に配置標準を法定化し、併せて財政措置を講じること。
- 2 児童心理司スーパーバイザーの役割を規定するとともに、児童心理司とは別に、児童心理司スーパーバイザーを配置することを法定化し、併せて財政措置を講じること。

- 3 親子の再統合への配慮や保護者支援プログラムを担う専門人材を確保、育成するため、保護者支援や親子再統合支援を担当する児童福祉司及び児童心理司の配置について法定化し、併せて財政措置を講じること。
- 4 設置運営要綱に定められている「市区町村子ども家庭総合支援拠点」における職員の配置標準について、常勤職員を原則とした法定化を行い、併せて十分な財政措置を講じること。
- 5 児童相談所及び市区町村の専門職員の配置に関して、都市部における人材の確保が非常に困難である状況に鑑み、国の責任において、十分な確保、育成及び財政措置を講じること。

令和3年 月 日

厚生労働大臣 田村憲久様

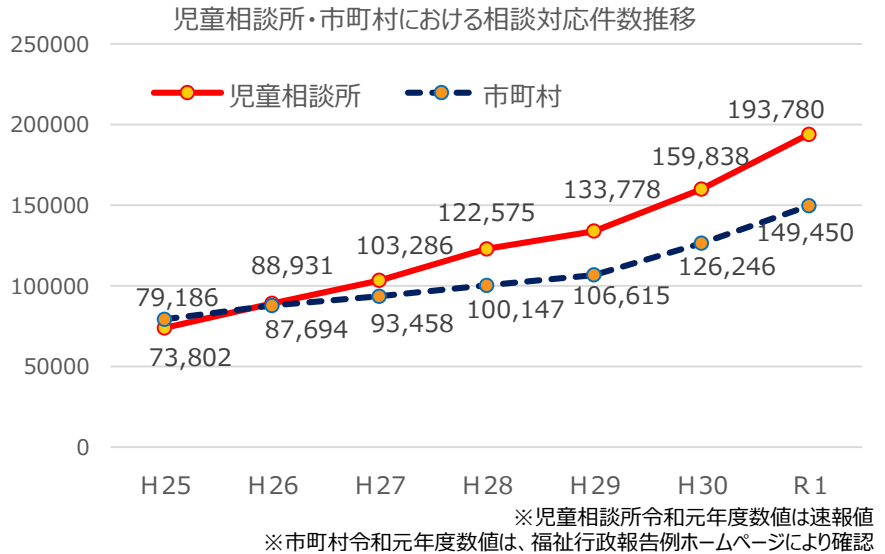
九都県市首脳会議

座長	千葉市長	神谷俊一
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

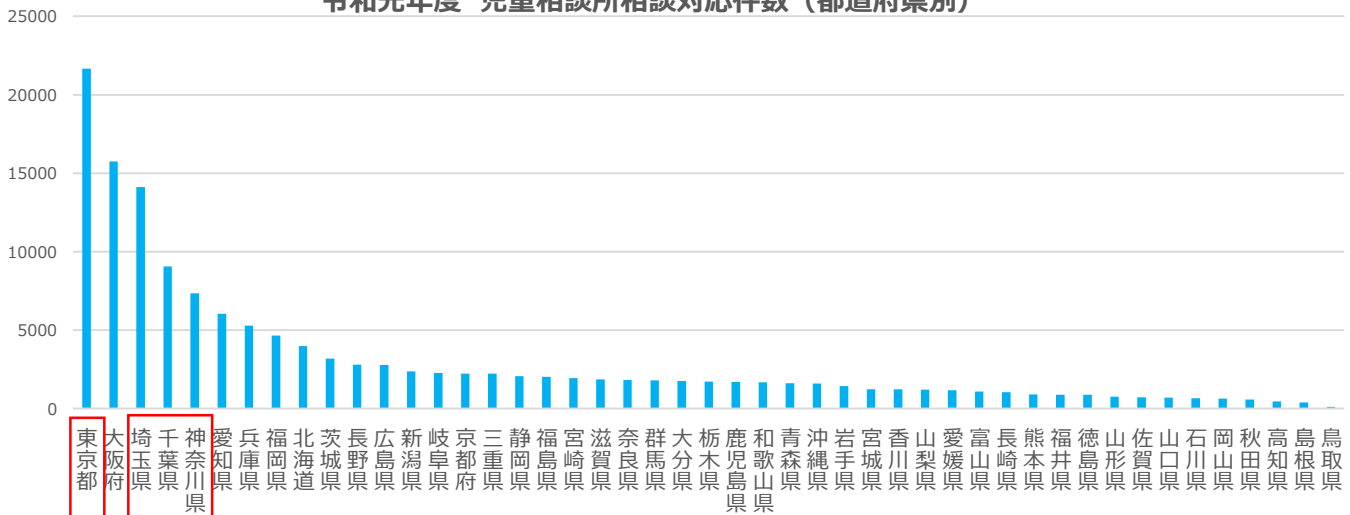
児童虐待の現状

● 児童虐待は増加の一途を辿っており、深刻な状況である。

- 令和元年度の児童虐待相談対応件数は、児童相談所及び市町村においてともに過去最多を更新。
- 児童虐待による死亡事例は年間50件を超えるなど、痛ましい事件も後を絶たない。
- 全国の中で特に首都圏においては、児童相談所における児童虐待相談対応件数が著しく多くなっている。



令和元年度 児童相談所相談対応件数（都道府県別）



※厚生労働省ホームページ「令和元年度児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」より作成

- 令和2年の児童相談所における児童虐待相談対応件数については、前年同時期と比べ増加傾向にある一方、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもを見守る機会の減少が懸念される。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
埼玉県	R2	1,377	1,446	1,952	1,137	1,242	1,640	1,374	1,262	1,474	1,563
	R1	1,109	1,113	1,810	1,039	1,213	1,443	1,738	1,459	1,408	1,528
千葉県	R2	650	797	1,494	814	786	1,050	1,045	837	917	1,052
	R1	734	773	1,234	772	957	1,059	1,074	862	1,059	1,053
東京都	R2	1,823	1,943	2,886	1,657	1,475	2,020	2,610	1,933	2,286	2,152
	R1	1,394	1,476	2,177	1,285	1,147	1,280	1,868	1,513	1,524	2,174
神奈川県	R2	1,699	1,625	2,702	1,581	1,310	1,816	1,553	1,410	1,762	1,923
	R1	1,601	1,458	1,916	1,440	1,366	1,561	1,779	1,551	1,412	1,853

※厚生労働省ホームページ「児童虐待相談対応件数の動向（令和2年1月～10月）（速報値）」より作成

国の動きと課題

※1 他の児童福祉司及び相談職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行う児童福祉司
 ※2 児童福祉法施行令第3条第2項に規定

1. 児童福祉司スーパーバイザー※1について

- 「児童相談所強化プラン」（平成28年4月策定）
 : **スーパーバイザーの児童相談所への配置を新たに規定**(児童福祉司の数を6で除した数※2)
児童福祉司の配置標準に含めて増員（児童福祉司の内数）
- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月決定）
 : 児童相談所での虐待相談件数及びそれ以外の相談をあわせた**児童福祉司一人当たり業務量が40ケース相当**となるよう見直し

課題①

スーパーバイザーの配置については、児童福祉司の配置標準の中に含むとされたことから、スーパーバイザーがケースを受け持つ状況があり、仮にスーパーバイザーをケース担当から除くと実際の児童福祉司の受け持ち件数は40ケースを大きく上回っている

【参考】本市における児童福祉司一人当たり業務量（令和2年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
全ケース数	1,393	1,395	1,396	1,524	1,603	1,662	1,753	1,695	1,672	1,723
児童福祉司配置人数による平均	36.0	37.7	37.8	41.2	43.4	45.0	47.4	45.9	45.2	46.6
班長・SVを除く児童福祉司の平均	51.2	53.6	53.7	58.7	61.7	64.0	67.5	65.2	64.4	66.3

2. 児童心理司スーパーバイザー※3について

※3 児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童心理司

- 「児童相談所強化プラン」（平成28年4月策定）
 : **児童心理司の児童相談所への配置を新たに規定**
- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月決定）
 : **児童心理司を児童福祉司2人につき1人配置**することを明確化し、**法令上に規定**することを検討（令和2年4月法定化）

課題②

児童心理司の配置標準が法定化されたことにより増員を図っているが、児童心理司の専門性の向上と育成のためには、スーパーバイザーの配置が不可欠であるとともに、その役割を明確に規定する必要がある

九都県市の児童福祉司及び児童心理司の配置人数（令和2年4月1日時点）

	自治体名	児童福祉司		児童心理司	
			うち児童福祉司SV		うち児童心理司SV
都道府県	東京都	282	57	164	12
	神奈川県	139	14	42	5
	千葉県	208	40	122	17
	埼玉県	241	46	67	7
政令指定都市	横浜市	182	35	43	14
	川崎市	69	12	33	—
	千葉市	44	8	17	4
	さいたま市	67	7	21	2
	相模原市	37	11	19	4

※4 児童虐待を行った保護者について、児童虐待の再発を防止するための医学的又は心理学的知見に基づく指導及び支援
 ※5 児童虐待を行った保護者に対し、児童との関係を再び構築するための支援

3. 保護者支援※4や親子の再統合支援※5について

- 児童虐待の防止等に関する法律の改正

平成16年改正	保護者に対する親子の再統合の促進等について国や地方公共団体の責務として位置付け
平成19年改正	措置解除の際の保護者への指導・支援の強化
令和元年改正	医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めることを規定

- 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月決定）
 : 保護者支援プログラムの推進、支援の拡充、専門人材の養成

課題③

虐待の早期発見・早期対応だけではなく、その後の支援の充実が求められており、特に親子の再統合に向けた支援の取組は重要であるが、**対応する人員が確保できない**

【参考】本市における親子の再統合支援に係る人員配置の状況（令和2年度）

職種	配置人数	備考
児童福祉司	1人	法定配置標準に基づき配置された児童福祉司から専任で配置
児童心理司	3人	法定配置標準に基づき配置された児童心理司から専任で配置

4. 市区町村子ども家庭総合支援拠点について

- 児童福祉法の改正（平成29年）
 - ・子どもの身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援の明確化
 - ・実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所、在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援業務を担う拠点の整備に努めることを規定
- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営要綱（平成29年3月31日厚労省局長通知）
 : 人口規模や虐待相談対応件数等に応じた配置標準を定める
- 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月決定）
 : 市区町村子ども家庭総合支援拠点を令和4年度末までに全市町村に設置

課題④

市区町村においても、子ども家庭総合支援拠点の整備による更なる専門的な支援の充実が求められているが、**職員の配置標準が設置運営要綱に定められているだけでは、自治体の努力に委ねられている部分が大きく、十分な職員の配置が困難**

【参考】本市の子ども家庭総合支援拠点における職員配置の状況（令和2年度）

区	類型	設置運営要綱の配置標準に基づく職員配置			本市配置職員数
		最低配置人員	上乗せ人員	合計	
緑区	小規模C型	4人以上	9人	13人	6人
中央区	中規模型	6人以上	11人	17人	8人
南区	中規模型	6人以上	11人	17人	7人

要望事項

1. 児童福祉司スーパーバイザーについて、児童・保護者への指導を行う児童福祉司とは別に配置標準を法定化し、併せて財政措置を講じること
2. 児童心理司スーパーバイザーの役割を規定するとともに、児童心理司とは別に、児童心理司スーパーバイザーを配置することを法定化し、併せて財政措置を講じること
3. 親子の再統合への配慮や保護者支援プログラムを担う専門人材を確保、育成するため、保護者支援や親子再統合支援を担当する児童福祉司及び児童心理司の配置について法定化し、併せて財政措置を講じること
4. 設置運営要綱に定められている「市区町村子ども家庭総合支援拠点」における職員の配置標準について、常勤職員を原則とした法定化を行い、併せて十分な財政措置を講じること
5. 児童相談所及び市区町村の専門職員の配置に関して、都市部における人材の確保が非常に困難である状況に鑑み、国の責任において、十分な確保、育成及び財政措置を講じること

令和3年4月21日

地域材利用による森林の循環利用について

埼玉県知事 大野 元裕

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、日本経済は大きな打撃を受けており、木材需要に大きく関係する木造住宅の新設着工戸数は、対前年比1割減となり、今後更なる減少も予想される。

木材需要の減少が続けば、木材を供給する林業・木材産業は受注減となり、森林の循環利用が停滞することが懸念される。

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県は、都道府県別の新設木造住宅着工戸数が上位6位までに入る木材の大消費地であり、率先して地域材を利用することが森林の循環利用を進めるうえで重要である。

九都県市すべての自治体において、公共施設を整備する場合、公共施設の木造化・木質化指針などにに基づき地域材利用が進められている。さらに、都県市のうち、住宅やPR効果の高い商業施設等の非住宅施設に地域材を使うものに対し、補助金を交付している自治体もある。

その一方で、令和元年度から森林環境譲与税の配分が開始されたが、同譲与税のより有効な用途を模索している自治体も少なくない。

そこで、森林の循環利用を促進させるため、森林環境譲与税などの活用を含め、九都県市で一体となって、地域材の利用促進対策を実施する。

なお、地域材利用にあたっては、4都県で生産された木材の利用にも配慮することとする。

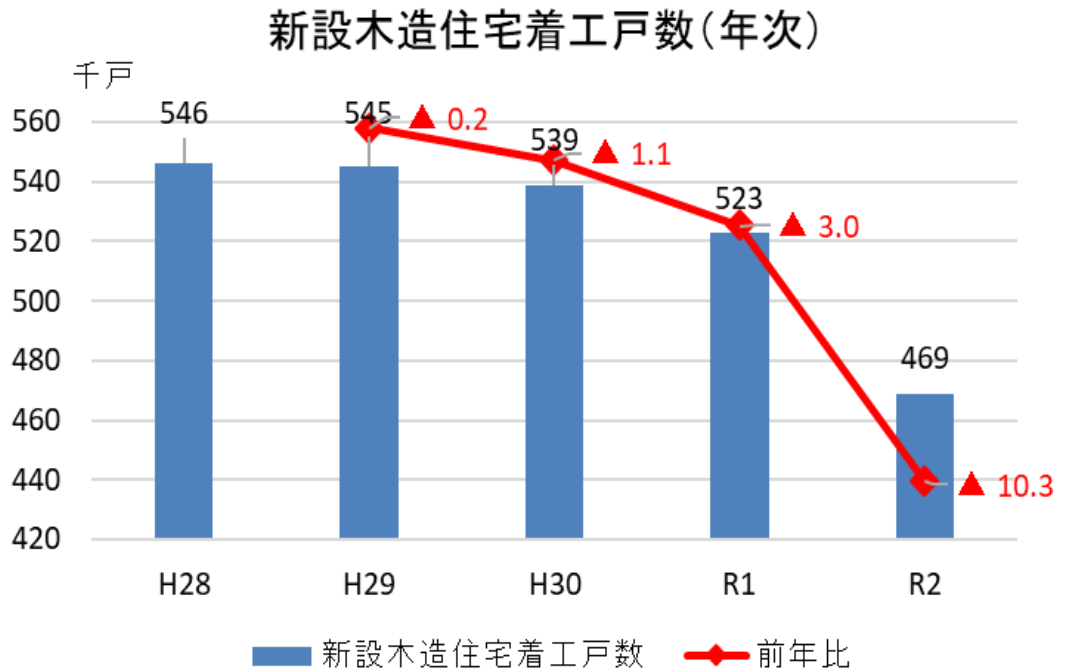
(検討内容の例)

- ・ 地域材を使った住宅や非住宅施設への支援制度の新設・拡充
- ・ 中・大規模の木造建築物技術者の育成に関する取組検討・実施
- ・ 森林環境譲与税などを活用した地域材利用の推進

地域材利用による森林の循環利用について

1 現 状

○ 木材需要の中心となる木造住宅の新設着工戸数は対前年比1割減となり、今後更なる減少も予想される。



(出展：国土交通省 住宅着工統計)

○ 木材需要の減少が続けば、木材を供給する林業・木材産業は受注減となり、森林の循環利用が停滞することが懸念される。



(出展：林野庁 森林・林業・木材産業の現状と課題)

○ 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県は、都道府県別の新設木造住宅着工戸数が上位6位までに入る木材の大消費地であり、率先して地域材を利用することが森林の循環利用を進めるうえで重要である。

順位	都道府県名	新設木造住宅着工戸数(戸)
1	東京都	45,411
2	神奈川県	35,230
3	埼玉県	31,835
4	愛知県	30,339
5	大阪府	27,588
6	千葉県	26,094

(出展：国土交通省 住宅着工統計 令和2年)

2 国の動向・本県の取組

(1) 国の動向

- 平成22年「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」施行
- 令和2年10月 菅首相「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言。
- 脱炭素社会の実現に資するため、自由民主党が上記の木材利用促進法の適用を公共建築物だけでなく民間の建築物にも拡大する改正案を検討中。

(2) 本県の主な取組

①地域材を使った住宅への補助

- ・ 県産木材を60%以上使用した住宅の新築等に対する支援

②中・大規模木造建築技術者の育成

- ・ 中・大規模木造建築技術者講習会の支援
- ・ 木造建築物等の専門知識を有するアドバイザーを市町村等に派遣

③都市部と山間部の市町村とのマッチング支援

- ・ 「マッチングサポートセンター（仮称）」を設置し、市町村間の森林整備等に係る協定締結を支援

3 課題

- 建築物の木造化・木質化に係る国の補助制度は、主に公共建築物を対象としている。
- 今後、これまであまり木材が使われてこなかった中高層建築物等への木材利用が期待されるが、これを設計・施工できる技術者が少ない。
- 令和元年度から森林環境譲与税の配分が開始されたが、同譲与税のより有効な用途を模索している自治体も少なくない。

4 今後の取組（共同取組の提案）

森林の循環利用を促進させるため、九都県市で一体となって、地域材の利用促進対策を実施することを提案する。

【検討内容の例】

- (1) 地域材を使った住宅や非住宅施設への支援制度の新設・拡充
- (2) 中・大規模の木造建築物技術者の育成に関する取組検討・実施
- (3) 森林環境譲与税などを活用した地域材利用の推進